

受益者負担金について

1 受益者負担金制度について

下水道事業の受益者負担金は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下「条例」）で負担金を徴収しようとする区域（以下「負担区」）に負担区の名称と単位負担金の額を定め、公共下水道に排水可能な土地の所有者等（受益者）から徴収するものです。

2 負担区等を定める区域について

下水道事業計画区域内の栗橋第1処理分区69.6ヘクタール（伊坂の一部及び松永の一部）において、「伊坂污水幹線」の整備を進めております。令和4年度以降は「各家庭が接続可能な下水道管」の布設工事も予定しており、令和4年度末には当該区域の一部で公共下水道の供用が開始されます。

このため、下水道事業受益者負担金を徴収する区域となりますが、条例に負担区と単位負担金の額が定められていないため、当該区域に負担区等を定める必要があります。

3 受益者負担金単位負担金の額について

受益者負担金の1平方メートルあたりの単価（単位負担金の額）の算定方法の基本的な考え方として、本市では「事業費から国庫補助金額を控除し、負担区の面積で除した値に負担割合1/5を乗じた金額」を用いております。

1市3町合併後の下水道整備費用を参考に、栗橋第1処理分区内の計画区域69.6ヘクタールの整備費用及び国庫補助金（社会資本整備総合交付金）を算出したところ、整備費用の見込額は約28億5,607万円、社会資本整備総合交付金見込額は約6億5,712万円となります。

整備費用見込額28億5,607万円から社会資本整備総合交付金見込額6億5,712万円を控除し、69.6ヘクタールで除して、負担割合の1/5を乗じた値は、631.88円となります。

既に定められている栗橋地区（第3負担区）の単位負担金の額は1㎡あたり500円であることを考慮し、今回設定する単位負担金の額（案）は、【1㎡あたり500円】としました。

現行の単位負担金の額

負担区の名称	区域	単位負担金の額
第1負担区	久喜東1丁目から3丁目まで並びに5丁目及び6丁目、久喜中央1丁目から4丁目まで、南1丁目から5丁目まで、本町1丁目から8丁目まで、青葉1丁目から5丁目まで、栗原1丁目から4丁目まで、久喜北2丁目、青毛1丁目から4丁目まで、吉羽1丁目から5丁目まで、上町、河原井町、清久町、久喜新、久喜本、久喜東4丁目の一部、久喜北1丁目の一部、江面の一部、上清久の一部、北中曽根の一部、六万部の一部、栗原の一部、下早見の一部、所久喜の一部、西の一部、野久喜の一部、古久喜の一部並びに吉羽の一部	1平方メートルにつき160円
第2負担区	菖蒲町昭和沼、菖蒲町三箇の一部、菖蒲町菖蒲の一部及び菖蒲町新堀の一部	1平方メートルにつき500円
第3負担区	栗橋北1丁目及び2丁目、栗橋中央1丁目及び2丁目、栗橋東1丁目から6丁目まで、緑1丁目、南栗橋1丁目から12丁目まで、伊坂の一部並びに松永の一部(※)	1平方メートルにつき500円
第4負担区	葛梅1丁目から3丁目まで、栄1丁目、桜田1丁目から5丁目まで、砂原1丁目、鷺宮中央1丁目及び2丁目、西大輪1丁目から5丁目まで、鷺宮1丁目から6丁目まで、上内の一部、葛梅の一部、外野の一部、中妻の一部並びに西大輪の一部	1平方メートルにつき500円
第5負担区	久喜東4丁目の一部、久喜北1丁目の一部、江面の一部、上清久の一部、上早見の一部、古久喜の一部、下清久の一部、下早見の一部、野久喜の一部、吉羽の一部、菖蒲町台の一部、菖蒲町三箇の一部、菖蒲町菖蒲の一部、菖蒲町新堀の一部、上内の一部及び久本寺の一部	1平方メートルにつき800円

(※) 既に、負担区になっている伊坂及び松永の区域

4 参考法令

○都市計画法（抜粋）

（受益者負担金）

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

○久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（抜粋）

（負担区の決定等）

第3条 市長は、排水区域の土地の状況に応じて、負担金を徴収しようとする区域（以下「負担区」という。）に当該負担区の名称及び単位負担金の額等を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

3 第1項に規定する負担区の名称及び単位負担金の額は、別表第1のとおりとする。（別表 略）
（受益者の負担金の額）

第4条 受益者が負担する負担金の額は、別表第1に定める単位負担金の額に当該受益者が次条に規定する公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域及び対象地内の面積を乗じて得た額とする。

（賦課対象区域等の決定）

第5条 市長は、年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする、賦課対象区域及び賦課対象地（以下「賦課対象区域等」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項に規定する賦課対象区域等は、当該負担金を賦課する負担区の区域の種別に応じ、次に定めるところによる。

（1） 賦課対象区域 賦課対象区域等のうち、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域

（2） 賦課対象地 賦課対象区域等のうち、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域